

2025年3月18日

埼玉県中小企業団体中央会
会長 小谷野 和博 殿



中小企業の労働条件格差是正に関する要請

貴会におかれましては、益々、ご清栄のこととお慶び申し上げます。
平素は、当連合会の運動に対しまして、格別のご理解・ご協力を賜り、心より感謝申し上げます。

さて、昨年の2024春季生活闘争は、33年ぶりに5%台の賃上げが実現しました。しかし、生活が向上したと実感している人は少数にとどまり、個人消費は低迷しています。それは、物価高が勤労者家計を圧迫してきたことに加えて、中小企業や適切な価格転嫁・適正取引が進んでいない産業などで働く多くの仲間にこの流れが十分に波及していないことも要因の一つになっています。また、輸入インフレによるしわ寄せは総じて生活者と中小企業に多くの影響を及ぼしております。財務省「法人企業統計」によると、日本全体の経常利益の6割を資本金10億円以上の大企業が占めており、企業から労働者への分配、企業間取引における付加価値の分配とともに見直しが必要であり、格差是正と分配構造の転換をセットで進めていき、2025春季生活闘争をつうじ、実質賃金が継続的に上昇することで個人消費を拡大し、賃金と物価の好循環を実現する必要があります。そのカギの一つが、賃上げの広がり、格差是正であり、もう一つが、適正な価格転嫁・適正取引の徹底、製品・サービスと労働の価値を高め合う取引慣行の醸成にあります。

連合は、「2025春季生活闘争」にあたり、「みんなでつくろう！ 賃上げがあたりまえの社会」をスローガンに掲げ、経済・賃金・物価を安定的に上昇する経済社会へとステージ転換をはかる正念場と捉え、社会全体で問題意識を共有し、持続的な賃上げを実現すべく取り組んでいます。また、1995年から「地域における不合理な賃金格差の是正」に向け、地域における賃金の産業・地場相場を形成するための「地域ミニマム運動」にも取り組んでいます。

私たち連合埼玉でも、県内の未組織労働者の処遇改善に広く波及させるべく、社会への浸透のための運動および中小・地場組合を支援する活動を推進しています。その一環として、県内の労働者の賃金実態の把握と格差是正をはかるために、埼玉県下全域の中小企業労働者を対象に労働条件の実態調査を実施しました。その結果をもとに、大規模企業とのさまざまな格差や中小企業がおかれている状況や実態、また、生活保護基準を勘案し、めざすべきポイント年齢別の最低賃金基準を下記のように設定しました。

つきましては、連合埼玉の「地域ミニマム運動」の取り組み主旨をご理解いただき、貴会の会員事業主に対する、適切なご指導を賜りますようお願い申し上げます。具体的には、「2025年度 年齢別最低賃金基準」の理解と設定基準以下の事象がある場合は、本年度の改定で是正をはかり、この水準以上に引き上げることを要請いたします。

記

1. 2025年度「年齢別最低賃金基準」(ミニマム賃金)

年齢	賃金月額	前年比
20歳	178,000円	前年同額
25歳	199,000円	前年同額
30歳	224,000円	前年比8,000円UP
35歳	243,000円	前年比10,000円UP
40歳	257,000円	前年比8,000円UP
45歳	261,500円	前年同額

ミニマム賃金は年齢別基準の目標値として提示しています。各年齢別の最低賃金水準は、30歳、40歳の年齢ポイントのミニマム賃金を8,000円、35歳の年齢ポイントミニマム賃金を10,000円引き上げ、そのほかの年齢ポイントは、昨年と同額です。

- ① 賃金は、男女同一です。
- ② 年齢は今年の4月1日現在の満年齢です。
- ③ 設定額は、いずれも今年の4月分給与からです。
- ④ この金額は、時間外手当・休日出勤・交替手当・通勤手当を除き、毎月決まって支払われる所定労働時間内の賃金です。

2. 設定基準の根拠と考え方

(別紙、添付資料参照)

以上